令和６年度　江戸川区立二之江第二小学校人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標
○考える子　・やりぬく子
・元気な子　・思いやりのある子

目標策定の方針
〈児童の実態〉
- 自律心・規範意識の育成が必要である。
- 互いのよさを認め合い、学び合おうとする気持ちを育成することが必要である。

〈教師・保護者・地域の願い〉
- 豊かにかかわり、思いやりの気持ちをもって楽しく学校生活を送ることができる。
- ６年間の積み重ねの中で、確かな学びの定着と向上、保護者・地域と共に豊かな心とすこやかな体をはぐくむ。

人権教育の目標
一人一人が自他を尊重することを理解し、行動することができる児童を育成する。

目指す幼児・児童・生徒像
一人一人が発達段階に応じて自他を尊重し、規範意識、自律心をもって社会の一員としての自覚のもと、社会に貢献しようとする子

人権教育に関する指導の実態把握
- 豊かにかかわり合う子の育成
- 一人一人の児童を大切にした指導と教育実践
- 生活指導の共通理解･共通実践
- 異年齢活動の実践
- スクールカウンセラーとの連携
- 学校・家庭・地域との共育実践

人権教育を通じて育てたい資質・能力
低学年・・・自分のことも友達のことも大切にする心情を育成する。
中学年・・・学校や学級の中で、友達と協力し、助け合う態度を育成する。
高学年・・・学校・地域の一員として、自他を尊重する態度や実践力を育成する。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
【自他の尊重、規範意識、自律心の育成、基本的な生活習慣の定着かかわりを広げる活動の充実】

○校内委員会　○異年齢活動の実践　○自然栽培活動　○体力向上
○道徳教育の充実　○安全教育の充実　○生活指導の共通実践　○美しく丁寧なあいさつ　等

学年・学級経営
【かかわり合い、学び合いを大切にした授業の工夫と改善一人一人を大切にした指導の工夫・改善】

○学習規律の定着　○コミュニケーション能力の育成　○読書活動の充実
○多様な学習形態・活動　○体験活動の充実　○ICT を活用した学習
等

日常的な指導
- 教師と児童の信頼関係や児童相互の望ましい人間関係を育成する。
- 児童一人一人のよさを認め、さらにそれを伸ばし高めていく。
- かかわり合う活動を通して、協力する態度や助け合う態度を育てる。

教科等の指導
- 「かかわり合い、学び合い」を大切にした教育実践を推進する。
- 国語を中心として、「豊かな表現力」を育てる授業の工夫・改善を図る。
- 一人一人の児童の実態に応じた指導の工夫・改善・充実を図る。

人権教育の年間指導計画のための方針
○自他の尊重、規範意識、自律心の育成、基本的な生活習慣の定着、かかわりを広げる活動の充実
○かかわり合い、学び合いを大切にした授業の工夫と改善

教職員の研修
○人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し
○人権教育に関する資料作成
○人権週間における授業実践

校種間の連携
○保育園・幼稚園との交流会の計画
○小中連携の日による授業観察と各教科等の連携プログラムの活用

家庭・地域との連携
○自主学習・読書の取り組み
○基本的な生活習慣の定着（あいさつ）
○学習支援ボランティア「ゆうほ」
○地域ゲストティーチャー
○え・ほんの会、飼育ボランティア、グリーンボランティア
○登下校の見守りボランティア
○ＰＴＡ協力隊